特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に関する高松市期間入札試行要領の特例に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、本市の締結する契約のうち、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）の規定が適用されるものをいう。）及び中小企業者参加奨励契約（同令第５条第２項各号のいずれにも該当するとして欧州連合等の供給者の入札参加を認めないこととするものをいう。）に関し、特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則（令和元年高松市規則第１２号。以下「特例契約規則」という。）によるほか、高松市期間入札試行要領（平成２６年１月３１日施行。以下「試行要領」という。）の特例を設けるものとする。

（期間入札の実施において適用を受ける法令等）

第２条　市長は、特定調達契約又は中小企業者参加奨励契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、試行要領を適用し期間入札を行おうとするときは、試行要領第１条の規定の適用については、同条中「その他関係規程」とあるのは、「、特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則（令和元年高松市規則第１２号。以下「特例契約規則」という。）その他関係規程」とする。

（期間入札における入札書の提出）

第３条　特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における試行要領第２条第１項の規定の適用については、同項中「次に掲げる方法」とあるのは、「次に掲げる方法（日本国外から提出する場合にあっては、使者を立てる等の措置を講じること。）」とする。

（公告等）

第４条　特定調達契約につき期間入札により契約を締結しようとする場合における試行要領第５条第１項の規定の適用については、「契約規則第６条第１項」とあるのは、「特例契約規則第５条の規定により読み替えて適用する契約規則第６条第１項及び特例契約規則第６条」とする。

（中小企業者参加奨励契約への準用）

第５条　第２条及び前条の規定は、中小企業者参加奨励契約を締結する場合において準用する。この場合において、同条中「特例契約規則第５条の規定により読み替えて適用する契約規則第６条第１項及び特例契約規則第６条」とあるのは、「特例契約規則第５条の規定により読み替えて適用する契約規則第６条第１項及び特例契約規則第１１条において準用する特例契約規則第６条と読み替えるものとする。

（委任）

第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要領は、令和元年８月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和３年１月１８日から施行する。

２　改正後の特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に関する高松市期間入札試行要領の特例に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。